

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養  
給付費等支払準備基金条例

平成20年3月27日

条例第3号

(設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療制度に係る療養給付等に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第241条の規定に基づき、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる金額は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実にかつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実にかつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。